

令和元年10月12日 18時15分

資料配布 近畿地方整備局

紀南河川国道事務所

台風19号に伴う国道42号の通行規制(第5報)  
～通行規制のお知らせ～

○台風19号による越波により、10月12日(土)4時40分から全面通行止めを行っている国道42号東牟婁郡伊串地区～姫地区(延長約1.5km)の区間において、10月12日(土)17時00分頃、道路の陥没を発見しましたので、引き続き、復旧に至るまで通行止めを実施します。

○ご理解とご協力をお願い致します。

■通行規制区間及び規制内容

国道42号

東牟婁郡串本町伊串地区～姫地区(延長約1.5km)

全面通行止め

■現在の国道42号の規制状況

- ・東牟婁郡串本町伊串～姫 全面通行止め(今回)
- ・東牟婁郡串本町古座 全面通行止め(第4報)
- ・西牟婁郡すさみ町口和深 全面通行止め(第2報)

※現時点では、規制解除の見込みがたっておりません。

○今後の気象情報、道路情報にご注意ください。

<取扱い>

<配布場所>

和歌山県政記者クラブ  
和歌山県政放送記者クラブ  
和歌山県地方新聞記者クラブ

新宮記者クラブ  
新宮中央記者クラブ  
田辺記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長 ワタナベ タイスケ  
渡邊 泰伴

道路管理課長 オオニシ ヒロユキ  
大西 裕之

TEL 0739-22-4564(代表)

# 国道42号 越波による通行規制

越波規制区間（通行止）  
＜串本町伊串～串本町姫＞

